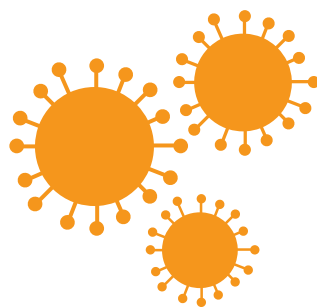


新型コロナウイルス情報

いまだ収束を迎えない新型コロナウイルスの感染拡大により、北海道内においても、北海道と札幌市による緊急共同宣言が発出され、感染者数の多い地域においては小中学校などの臨時休業や各種イベントの開催自粛が続く状況となっています。

みなさんも更なる感染拡大防止のため、いわゆる「3密」の状況を避ける行動を心がけてください。

なお、新型コロナウイルスの影響による経済の悪化などにより、収入が減少した方などを対象にさまざまな支援策が講じられています。



事業主の方へ

相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受けている中小企業の経営安定を図るため、町内金融機関に相談窓口が設置されています。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練などを行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金などの一部のついて助成するものです。

令和2年4月1日から、新型コロナウイルス関連肺炎の影響を受けた事業主を対象に助成内容や対象が大幅に拡充されました。

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人：200万円 個人事業者：100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－ 前年同月比50%減少した月の売上×12カ月

支給対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少
- 資本金10億円以上の大企業を除く中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とします。
- 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人なども対象となります。

相談ダイヤル

中小企業金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

収入が減少した方へ

収入が減少したため税金や料金の支払いが困難になった方はご相談ください

○町税など（町税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料）

新型コロナウイルス感染症の影響により町税などの支払いが困難な方は、申請により徴収などが猶予される場合がありますのでご相談ください。 問 税務課収納係（☎ 54-6603）

○水道料など（上・下水道料・簡易水道使用料・農業集落排水 施設利用料など）

新型コロナウイルス感染症の影響により水道料などの納付が困難な方は、申請により徴収が猶予される場合がありますのでご相談ください。 問 水道課庶務係（☎ 54-6624）

○農業者年金保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により農業者年金を納付することが困難な場合は、保険料の振替停止や通常保険料の額の変更などが可能です。

問 農業者年金基金（☎ 03-3502-3946）

勤労者福祉資金の特例

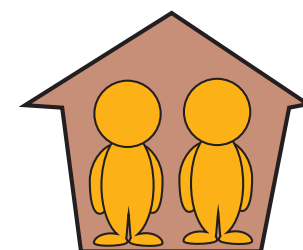
新型コロナウイルスの影響により、休職を余儀なくされた勤労者の方を支援するため、勤労者向け融資制度である「勤労者福祉資金」の融資対象者（中小企業に勤務する方、非正規労働者の方）に対して、令和2年3月5日から令和2年9月30日までの受付分の保証料を免除いたします。

問 十勝総合振興局商工労働観光課（☎ 0155-27-8538）

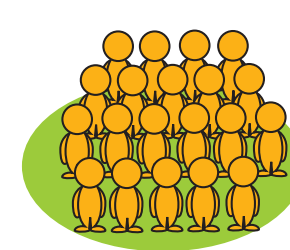


3つの密を避けましょう

換気の悪い
密閉空間



多数が集まる
密集場所



間近で会話
密接場面

